

## 市立幼稚園保育料の見直しについて

### 1. 保育料の見直しの理由

- ①使用料は、日野市全体として適正な負担をしていただくことを基本としており、社会保障に要する費用が増加し、市の財政状況も厳しい中で、市立幼稚園の教育の質を維持していくためにも保育料の見直しが必要となっています。
- ②平成 12 年度に保育料改定以降、保育料の値上げはしておりませんでした。日野市全体の子育て施設の使用料見直しにあわせて保育料の適正化を図ります。
- ③子ども・子育て支援新制度により保育料は応能負担となっているため、世帯の状況にあった応能負担をすすめるとともに、経済基盤が弱い世帯についてはセーフティネットとして支援の拡大を図ります。

【幼稚園運営経費の負担割合】(平成 26 年度決算ベース)

|  |                                 |                           |                              |
|--|---------------------------------|---------------------------|------------------------------|
| 総事業費 221,826 千円                            |                                 |                           |                              |
| ※国基準保育料 (30.7%)<br>68,204 千円               |                                 | 国負担<br>(0.5%)<br>1,141 千円 | 市負担<br>(68.7%)<br>152,481 千円 |
| 保育料・入園料<br>(保護者負担)<br>(14.8%)<br>32,775 千円 | ※市肩代わり分<br>(16.0%)<br>35,429 千円 |                           |                              |

※国基準は平成 27 年度の保育料から導入のため、国基準保育料は平成 27 年度当初の保育料で算出。市肩代わり分は国基準保育料－保育料で算出。

### 2. 新保育料金(案)について

- ・経済的基盤が弱い世帯については支援を拡大し、経済基盤がしっかりとしている世帯には相応の負担をしていくために保育料の改正を行うものです。

#### ①市民税非課税世帯の支援拡大(第2階層)

- 第1子 3,000 円→**無料**
- 第2子 1,500 円→**無料**

#### ②年収約 680 万円以上の世帯の応能負担(第5階層)

国の階層区分と同様に年収約 680 万円以上の世帯の階層を設け、応能負担をしていただきます。

- 第1子 10,200 円→**12,800 円**
- 第2子 5,100 円→**6,400 円**

裏面あり

### ③新料金表（案）について

|               | 年収の目安    | 国の利用者負担額（A） | 現保育料    | 新保育料（B）<br>（第1子） | 国と市の比率（B/A） |
|---------------|----------|-------------|---------|------------------|-------------|
| 第1階層          | 生活保護世帯   | 0円          | 0円      | 0円               | -           |
| 第2階層          | 約270万円未満 | 3,000円      | 3,000円  | 0円（値下げ）          | -           |
| 第3階層          | 約360万円未満 | 16,100円     | 8,000円  | 8,000円           | 49.7%       |
| 第4階層          | 約680万円未満 | 20,500円     | 10,200円 | 10,200円          | 49.8%       |
| 第5階層<br>（新階層） | 約680万円以上 | 25,700円     | 10,200円 | 12,800円<br>（新料金） | 49.8%       |

- 第5階層の保育料は他の階層と同じ、国と市との保育料の比率（約49.8%）で設定。
- 引き続き第2子半額、第3子は無料。
- 増収分（約200万円）－新たな市民税非課税世帯支援（約50万円）  
＝実質約150万円の増（教育の質の維持に活用）
- 経過措置として平成27年度入園者は上限10,200円で据え置く。